

## 平成 22 年度 第 3 回豊田市廃棄物処理施設等審査会 会議録

- 1 開催日時  
平成 22 年 12 月 27 日（月）午前 10 時～11 時  
豊田市役所環境センター 3 階 廃棄物対策課会議室 1
- 2 出席及び欠席した委員の氏名  
【出席】北田敏廣、大東憲二、成瀬治興（会長）、安田啓司  
【欠席】市橋克哉
- 3 庶務を行うために出席した職員の職名及び氏名  
専門監・宇井英二、課長・武田雅彦、副主幹・河合逸人、係長・新實勝久、  
主査・金原昭仁
- 4 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名  
なし
- 5 会議に付した案件  
(1) 第 2 回豊田市廃棄物処理施設審査会の疑義について  
(2) 施設審査会の意見について  
(3) その他
- 6 議事の概要  
下記のとおり
- 7 その他  
傍聴人 8 名

### 議事の概要

#### 【事務局】

- ・ 本日はご多忙のところ、審査会にご出席していただきましてありがとうございます。
- ・ それでは、ただ今から平成 22 年度第 3 回豊田市廃棄物処理施設審査会を開催します。
- ・ 本日は市橋委員が所用により出席できませんが、豊田市廃棄物処理施設審査会等設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立していることをご報告します。
- ・ それでは、議事に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。
- ・ 本日の次第、資料 1、資料 2 でございます。ご確認をお願いします。
- ・ それでは豊田市廃棄物処理施設審査会等設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、これ以降は成瀬会長に会議の進行をお願いします。

**【成瀬会長】**

- ・ 議事の次第に従い、会議を進めていきます。
- ・ 本日は、トヨキン株式会社の設置許可申請のありました焼却施設について 3 回目の審議となります。
- ・ 第 2 回豊田市廃棄物処理施設審査会の疑義について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・ 議題に入る前に、第 2 回豊田市廃棄物処理施設審査会の議題のトヨキン(株)の産業廃棄物処理施設の生活環境影響についての補足説明をします。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条第 4 項に基づき 8 月 3 日から 9 月 3 日の間縦覧した結果、意見はありませんでした。
- ・ 法第 15 条第 5 項において関係する市町村長からの意見として、みよし市長に意見を求めところ、特に意見はありませんでした。

（会議の資料に基づき説明）

**【成瀬会長】**

- ・ ただいまの説明について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

**【大東委員】**

- ・ 水収支において、噴射ノズルに送られたものが戻る径路もあるが、これは機械制御によって未使用分が循環されることですか。

**【事務局】**

- ・ そのとおりです。

**【大東委員】**

- ・ 循環径路になっていないものについてはどうなりますか。

**【事務局】**

- ・ 炉の間接冷却に使用するものは、使用后、水蒸気として炉内に送られます。燃え殻冷却用の水は、燃え殻と一緒に搬出されます。

**【北田委員】**

- ・ 全量で 1 日 100 トンの水を使うことになっていますが、リターンする部分はあるのですか、全量 100 トン使用するのですか。

**【事務局】**

- ・ 1 日に 100 トン全量使用します。

**【北田委員】**

- ・ 白煙防止装置はありますか。

**【事務局】**

- ・ ガス冷却室の横にあります。

【北田委員】

- ・ これだけの水量を使用した場合、飽和水蒸気量等を考慮すると白煙防止するには加温する必要があります。

【事務局】

- ・ 焼却炉で発生した熱を利用して排ガスを加温します。

【安田委員】

- ・ 井戸水を1日に100トン使用することですが、地盤については問題ありませんか。

【事務局】

- ・ この地域は地盤沈下防止のための揚水規制がありません。現状でも井戸水を使用しており、その一部を当該施設に使用するものであり、影響はないと考えます。

【成瀬会長】

- ・ つづきまして、議題2に移ります。豊田市廃棄物処理施設等審査会の意見について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(会議の資料に基づき説明)

【成瀬会長】

- ・ ただいまの説明について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

【大東委員】

- ・ 4の末尾に運転方法を確立することとありますが、この表現では運転しながら決めていくように捉えられます。

【事務局】

- ・ 3と同様な表現である「適切な運転を行うこと」に変更します。

【成瀬会長】

- ・ 他に意見はありませんか。
- ・ 他にないようなので、先ほどの箇所を修正したものを審査会の意見とさせていただきます。
- ・ 今から意見書の修正は可能ですか。

【事務局】

- ・ すぐに修正し、承認していただくこととします。

(意見書の修正)

【成瀬会長】

- ・ それでは審査会から豊田市長宛てに意見書を提出します。
- ・ 事業者におかれては、この意見書の内容を努めて、事業を実施していただきたい。

- ・ その他事項について事務局から連絡はありますか。

【事務局】

- ・ 今後の流れについて説明します。
- ・ 審査会から頂いた意見書について、より生活環境に配慮して事業が推進されるよう事業者と調整します。
- ・ その後、審査を実施し、順調にいけば1月中には施設を許可となります。

【成瀬会長】

- ・ 以上で本日の審議を終了させていただきます。